論文情報記入用紙

提出する論文に貼付してください。

著作権の許諾については、「著作権許諾欄の説明」を読んでからご記入ください。

|  |
| --- |
| 【附属図書館保存論文情報】附属図書館に寄贈された論文は、附属図書館利用細則に基づき館内での利用に供されます。ご記入いただいた論文情報は、著作権許諾内容に関わらず、一橋大学蔵書検索システムに登録し、学内ネットワークに接続した端末から検索できるようになります（本学構成員のみ学外からも検索可能）。ご記入いただいた情報は、当該サービス提供及び蔵書管理の目的のほか、連絡、統計処理以外には使用しません。 |
|  | 提出論文 | □修士論文　　　□博士課程単位修得論文 |  |
|  | （フリガナ） |  |  |
|  | 論文タイトル（副タイトルは不要） |  |  |
|  | （フリガナ） |  |  |  |
|  | 著者氏名 | 姓） | 名） |  |
|  |  |
|  | 所属（研究科名） |  | 学籍番号 |  |  |
|  | 共著の場合（フリガナ） |  |  |  |
|  | 著者氏名 | 姓） | 名） |  |
|  |  |
|  | 所属（研究科名） |  | 学籍番号 |  |  |
|  | （フリガナ） |  |  |  |
|  | 指導教員名 | 姓） | 名） |  |
|  |  |
|  | 論文審査提出年月日（年度ではない） | （西暦） |  | 年 |  | 月 |  | 日 |  |
|  | 著作権許諾（該当するものを☑する） |  |
|  | １．論文の学外への公開を1. 論文の複製(コピー等)を
 | □認める　　　　□認めない□認める(全頁)　□認める(著作権法の範囲内)　□認めない |  |
|  | 上記のとおり利用を許諾します。著者氏名 必ず本人自筆で署名してください。共著の場合は全員の署名が必要です |  |  |  |
|  |
|  |

※すべて記入の上、点線で切り取り、論文の表紙内側に糊付けをしてください。

【著作権許諾欄の説明】

附属図書館では、図書館に納められた学士(卒業)論文・修士論文・博士課程単位修得論文を、附属図書館利用細則第17条により、学内者への閲覧に供してきました。

また、所蔵資料は公開を原則とする図書館本来の機能および情報公開法等の趣旨から、著作者ご本人の意思確認及び許諾を得られた場合には、学外者への閲覧、並びに学内外利用者へのコピーサービスにも応じております。

しかし、卒業・修了後はご本人と連絡がつかないことが多いため、あらかじめ許諾を得ておきたいと思います。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 論文の学外への公開を　　　　□認める　□認めない

・認める場合は、一般の図書と同様に学外者へも利用提供する。

・認めない場合は、附属図書館利用細則第17条に基づき、学内者のみに利用提供する。

1. 論文の複製（コピー等）を　　□認める(全頁)　□認める(著作権法の範囲内)　□認めない

・認める（全頁）場合は、上記１の利用者範囲で、著作権法第31条の範囲を越えてコピーサービスを行う。

・認める（著作権法の範囲内）場合は、上記１の利用者範囲で、著作権法第31条で定められた範囲内でコピーサービスを行う。

・認めない場合は、利用者のコピー希望等には応じない。

【参考】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2023年11月1日現在）

○一橋大学附属図書館利用細則第17条

（学位論文等）

**第17条**　本学の職員及び学生以外の者は、未公表の本学の学士論文、修士論文、博士課程単位修得論文及び博士論文（以下、「学位論文等」という。）を利用できない。

２　未公表の本学の学位論文等の利用は、館内での閲覧に限るものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、著作権者又は館長の許諾がある場合は、利用を認めることができる。

○著作権法第31条

（図書館等における複製等）

**第三十一条**国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

**一** 　図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

※図書館注）「著作物の一部分」とは概ね著作物の半分以下と解されています。